

令和7年度
下関市介護保険サービス事業者集団指導

《 個 別 編 》

2

(訪問介護、訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護、
定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護)

資 料

下関市福祉部介護保険課

令和7年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》2
(訪問介護、訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護、
定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護)

〔 目 次 〕

① 運営指導での指摘事項にはどのようなものがあるか？.....	1
② 訪問介護計画等の作成にあたって留意すべきことは？.....	5
③ 初回加算について【訪介】.....	8
④ 介護・医療連携推進会議、自己評価・外部評価について【定期】.....	9
⑤ 通知集について.....	14

【注】各サービスに該当する項目及び記載内容については、以下のとおり表示しています。
なお、特に記載のないものは、全サービス共通です。

訪介	→訪問介護
訪入	→(介護予防)訪問入浴介護
定期	→定期巡回・随時対応型訪問介護看護
夜間	→夜間対応型訪問介護

① 運営指導での指摘事項にはどのようなものがあるか？

令和6年度及び令和7年度に実施した運営指導を中心に、主な指摘事項を掲載していますので、今後の業務の参考としてください。(口頭指導を含みます。)

【変更の届出等】

1	平面図の変更	事例	・平面図について、届出の内容と現況が異なっているにもかかわらず届出が出されていない。
	事業所の平面図に変更が生じた場合は速やかに変更届出書を提出すること。 また、今後変更に伴う届出が必要となる事態が発生した場合は、変更の日から10日以内に届け出ること。		

【人員に関する基準】

2	【訪介】 管理者	事例	・管理者が、当該訪問介護事業所の訪問介護員等と兼務しているほか、同一敷地内の有料老人ホームの管理者も兼務している。
	指定訪問介護事業所の管理者は、常勤であり、かつ、原則として専ら当該事業所の管理業務に従事しなければならない。 ただし、当該事業所の管理上支障がない場合は、 1. 当該事業所の他の職務に従事する 2. 他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事するのいずれかを兼務することができるものとされている。 よって、管理者が訪問介護員等及び有料老人ホームの従業者を兼務することは人員基準違反に該当するため、直ちに基準を満たすよう兼務状況を是正すること。		

3	【訪介】 サービス提供責任者の員数	事例	・サービス提供責任者の員数は、前3月の利用者数の平均値によるが、それを容易に確認できる資料を3か月に一度しか作成していない。
	各月の利用者数のみならず、前3月の利用者数の平均が容易に確認できる資料についても毎月作成し、保管すること。		

令和7年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》2
 (訪問介護、訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護、
 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護)

【運営に関する基準】

1. 「運営規程、重要事項説明書」に関すること

4	内容及び手続の 説明及び同意	事 例	・重要事項説明書の内容に不十分な箇所がある。
	利用者に対する説明責任として、以下の内容を訂正すること。 1. 訪問介護員等の常勤・非常勤の別を記載すること 2. 利用料金のうち、算定している加算及び算定する可能性のある加算についての説明を追加すること。 3. 提供するサービスの第三者評価の実施状況の有無について記載すること。		

5	【定期】 内容及び手続の 説明及び同意	事 例	・重要事項説明書の内容に不十分な箇所がある。
	利用者に対する説明責任として、以下の内容を訂正すること。 1. 合鍵の管理方法及び紛失した場合の対処方法を記載すること。 2. オペレーター及び訪問介護員等の常勤・非常勤の別について記載すること。		

2. 「訪問介護計画の作成」に関すること

6	【訪介】 計画の 作成	事 例	・訪問介護計画の内容に不十分な箇所がある。 1. 居宅サービス計画に位置付けられているサービス内容が、訪問介護計画への位置付けが不十分な事例がある。
	援助の目標達成のための内容の明確化と介護給付の適正化の観点から、訪問介護計画の内容は居宅サービス計画の内容と整合性を図ること。		

令和7年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》2
 (訪問介護、訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護、
 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護)

3. 「勤務体制の確保等」に関すること

7	【訪介】 勤務表の 作成	事例	<ul style="list-style-type: none"> ・月ごとの勤務実績表の作成はあったが、勤務予定表の作成されていなかった。
	<p>勤務予定表及び勤務実績表においては、いずれも貴事業所の訪問介護員等の員数が常勤換算方法で2.5以上であることを確認すること。 なお、勤務予定と勤務実績を一体の様式に調製し、記載することについても差し支えない。</p>		

8	【定期】 勤務の 体制	事例	<ul style="list-style-type: none"> ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務中に併設の有料老人ホームにおける業務を行っていた。
	<p>定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務時間については、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供時間のみならず、事業所において行う指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に直接関係する業務に係る時間及び営業時間帯における指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る待機時間（以下、「待機時間」という。）についても勤務延長時間数に算入して差し支えないが、当該待機時間に他事業の職務に従事する時間を算入することは、認められない。 よって、今後は、他事業に従事する時間は明確に区分し、勤務表には指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に従事する時間数のみを記録すること。</p>		

4. 「地域との連携等」に関すること

9	【定期】 介護・医療連携 推進会議	事例	<ul style="list-style-type: none"> ・介護・医療連携推進会議における外部評価を実施していない。
	<p>自己評価の結果について、介護・医療連携推進会議において第三者の観点からサービスの評価（外部評価）を実施し、記録を残すこと。 なお、自己評価結果及び外部評価結果は利用者及び利用者家族へ提供するとともに、事業所内の外部の者にも確認しやすい場所に掲示する等により公表すること。</p>		

令和7年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》2
 (訪問介護、訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護、
 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護)

5. 「指定訪問介護の具体的取扱方針（身体的拘束等）」に関すること

10	身体的拘束等にかかる様式	事例	・緊急やむを得ない場合に身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行う場合に記録すべき様式及び身体的拘束等を実施する場合の説明・同意の様式を定めていない。
	<p>緊急やむを得ず身体的拘束等を実施する場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</p> <p>また、「緊急やむを得ない場合」に該当するか否かについては、身体的拘束等の実施中は常に観察及び再検討を行い、要件に該当しなくなった場合は直ちに解除しなければならない。</p> <p>よって、経過観察の記録等においては、身体的拘束等を実施する都度、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況だけでなく、緊急やむを得ない理由についても、可能な限り詳細に記録できるよう様式を定めること。</p>		

【介護給付費の算定に関する基準】

11	【訪介】基本報酬の算定	事例	・前回提供したサービス提供からおおむね2時間未満の間隔で身体介護を提供していた場合に、合算せずにそれぞれの所定単位数を算定している事例があった。
	<p>前回のサービス提供からおおむね2時間未満の間隔でサービス提供が行われた場合は、それぞれの所要時間を合算し、算定を行うこと。不適正な請求については、過誤調整により自主返還を行うこと。</p>		

12	【訪介】初回加算	事例	・初回加算については、当該月にサービス提供責任者が同行するか、またはサービス提供責任者が指定訪問介護を行うことが算定の要件であるが、同行していない事例があった。
	<p>記録が確認できない不適正な請求については、過誤調整により自主返還を行うこと。</p>		

② 訪問介護計画等の作成にあたって留意すべきことは？

市が実施する運営指導で、訪問介護計画の未作成や必要な事項が記載されていない等の事例が見受けられます。特に留意していただきたい事例及び指導内容を過去の集団指導より再掲載しますので、今一度、貴事業所の訪問介護計画及び運営基準の点検をお願いいたします。

なお、訪問介護以外のサービス事業所においても、貴サービスに読み替えてご確認ください。

1. 訪問介護計画の（再）作成、交付について

指定訪問介護とは、訪問介護計画に基づき行うものです。

サービスを提供するにあたっては、サービス提供責任者が訪問介護計画を作成し、利用者へ説明し、同意を得た上で交付しなければなりません。

【事例1】

- ・訪問介護計画を作成していない事例がある。
- ・作成した訪問介護計画を交付していない事例がある。

【指導内容】

☞指定訪問介護とは、訪問介護計画に基づき行うものであるため、仮に作成されていないのであれば、運営基準違反である。

また、作成していたとしても、作成した訪問介護計画については、その内容について利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得た上で、利用者へ交付しなければならないため、上記手続を行っていないのであれば、同じく運営基準違反である。

訪問介護計画は、援助の目標達成のための内容の明確化と介護給付の適正化の観点から、必ず作成し、その内容について利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得た上で、利用者へ交付すること。また、その完結の日から2年間保存すること。

なお、説明を受ける家族が遠方に居住する場合など、やむを得ず交付が遅れる場合は、サービス提供前に利用者又は家族に説明を行い、口頭で同意を得るなどし、同意日等必要事項を記録しておくこと。

【事例2】

- ・サービス提供責任者が、指定訪問介護の内容に変更がない場合は訪問介護計画の再作成は必要ないと認識していたため、利用者の要介護認定の更新や居宅介護支援事業者の変更による居宅サービス計画変更時に、訪問介護計画の再作成を行っていない事例がある。

【指導内容】

☞たとえ指定訪問介護の内容に変更がない場合であっても、居宅サービス計画の変更があった場合には、訪問介護計画の再作成・再交付を行うこと。

訪問介護計画は、居宅サービス計画が作成されている場合には、当該計画の内容に沿って作成されなければなりません。

2. ケアプランとの整合性、訪問介護計画に沿った援助の実施について

既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った訪問介護計画を作成しなければなりません。また、サービスは訪問介護計画に基づいて提供しなければなりません。

なお、居宅サービス計画に変更が生じる場合には利用者の状況に変化があるため、指定訪問介護の内容に変更がなくても計画を見直す必要があります。よって、指定訪問介護の内容に変更がなくても、居宅サービス計画に変更があれば訪問介護計画の変更を行うことが望ましいと考えます。

しかし、内容を精査した結果、既存の訪問介護計画が変更後の居宅サービスの内容に沿っているのであれば、その旨記録を残すことでの対応も可能です。併せて、居宅サービス計画が軽微な変更で対応された場合は、訪問介護計画も軽微な変更で対応することは可能です。

なお、訪問介護計画の内容についての変更はなくても、要介護認定の更新や居宅介護支援事業所の変更等の際には、訪問介護計画の再作成が必要となります。

【事例】

- ・居宅サービス計画に記載されているサービス内容との相違がある。
または、居宅サービス計画に位置付けられていないサービスを訪問介護計画に位置付け、提供している事例があった。
- ・同一法人が運営する有料老人ホームに入居する利用者について、事業所の人員上の都合により、居宅サービス計画に位置付けられた頻度のサービス提供を実施せず、代わりに当該有料老人ホームの従業者が当該有料老人ホームのサービスの範囲内で対応していた事例があった。
- ・実際の援助内容が訪問介護計画に位置付けられている内容と異なる事例が散見された。

【指導内容】

- ☞ 訪問介護計画の内容は居宅サービス計画の内容と整合を図ること。
- ☞ 利用者の状態の変化等により追加サービスが必要となった場合は、居宅介護支援事業者へ連絡を行う等、居宅サービス計画等の変更に係る援助を行うこと。
- ☞ 居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定訪問介護を提供しなければならないため、居宅サービス計画に沿った指定訪問介護の提供が困難な場合には、適当な他の訪問介護事業者等の紹介その他の必要な措置を講じること。
なお、介護保険サービスを用いる必要性がないのであれば、居宅サービス計画そのもの見直しに係る必要な援助を行うこと。
- ☞ 指定訪問介護サービスは訪問介護計画に基づき提供されるものであり、報酬算定の根拠であるため、訪問介護計画に基づいてサービスを提供すること。また、変更が生じた場合は、速やかに変更し、利用者に説明、同意を得、交付すること。

3. 訪問介護計画に必要な記載事項について

現在、下関市において、訪問介護計画書に記載が必要な内容は、次のとおりです。

- ・援助の方向性や目標
- ・担当する訪問介護員等の氏名（※援助に入る者全員分）
- ・提供するサービスの具体的内容
- ・提供するサービスの具体的内容毎の所要時間（※「必要時」や「随時」のものについても記載すること）
- ・提供するサービスの日程
- ・当該計画の作成者の氏名
- ・当該計画の説明者の氏名
- ・利用者に対し、当該計画について「説明」し、「同意」を得、「交付」を行ったことが確認できる文言
- ・利用者の同意欄(同意日含む)
- ・代筆者の続柄欄(※代筆者欄を設ける場合のみ)

上記の必要事項の記載漏れの他、以下の事例も見受けられましたので、訪問介護として提供するサービスについては漏れなく当該計画に記載するように留意して下さい。

【事例】

- ・訪問介護計画の内容に不十分な箇所がある。

【指導内容】

- ☞ 週2回の生活援助を位置付けている事例において、援助の内容が各曜日で異なるのであれば、曜日ごとに内容及び所要時間を記載するか、または、いずれかの曜日にしか実施しない援助内容についてその旨を記載し、各日の所要時間を正しく記載すること。
- ☞ 必要時の援助として居宅サービス計画に位置付けられた援助についても内容と所要時間を記載すること。

4. その他

【事例】

- ・アセスメントを実施していない（又はその記録がない）

【指導内容】

- ☞ 訪問介護計画の作成に当たっては利用者の状況を把握・分析し、訪問介護の提供によって解決すべき問題状況を明らかにすること。

③ 初回加算について【訪介】

指定訪問介護事業所における初回加算について、その要件を改めてお知らせいたします。

以下の要件を満たした場合に算定してください。

(利用料の公平化のため、要件を満たしている場合は必ず算定してください。)

- ① 初回又は過去2月間 (暦月(月の初日から月の末日まで)による)、
- ② 当該指定訪問介護事業所の利用がない^{※1}利用者に対し、
- ③ 新規に訪問介護計画を作成しており、
- ④ 初回若しくは初回訪問を行った月に、
サービス提供責任者が、
指定訪問介護を行った又は
他の訪問介護員が指定訪問介護を行った際に同行^{※2}した。

※1 要支援から要介護になった場合で、一体的に運営している指定第一号訪問事業所を利用していた場合であっても、過去2月間に当該訪問介護事業所を利用していなければ、要件を満たします。(例：4月15日に利用者に指定訪問介護を行った場合、2月1日以降に当該事業所から指定訪問介護の提供を受けていない場合、算定可能・・・介護保険最新情報 Vol.69)

※2 サービス提供責任者が同行したことがわかるように、サービス提供記録等に記録してください。

④ 介護・医療連携推進会議、自己評価・外部評価について【定期】

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが変更されたことから、令和5年5月8日以降、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に義務付けられている介護・医療連携推進会議や自己評価・外部評価における臨時的取扱いについては既に終了しています。

過去に発出しております通知を改めて掲載いたしますので、再度ご確認ください。適切な対応をお願いします。

1. 介護・医療連携推進会議

介護・医療連携推進会議は、利用者や地域住民の代表者等に対して、定期巡回・随時対応型訪問介護看護で提供されるサービスの内容を明らかにすることにより、地域に開かれたサービスとすることでサービスの質の確保を図ること及び介護と医療の連携を図ることを目的としています。

具体的には、おおむね6月に1回以上会議を開催し、事業者からサービス等の提供状況を報告し、会議の構成員により評価を受けるとともに、サービスに対する要望や助言を受けるものです。

令和3年度制度改正において、テレビ電話装置等を活用した介護・医療連携推進会議の開催が可能となりました。その場合に、利用者又はその家族が参加して会議を実施する場合は、テレビ電話装置等の活用について、当該利用者等の同意を得る必要があります。個人情報の取扱い及び利用者等の権利に十分に配慮してください。

○介護・医療連携推進会議の議事録について

議事録については、事業者において2年間保存することが義務付けられています。

※運営状況の把握のため、議事録を作成しましたら、その都度下関市介護保険課へ提出をお願いします。

○議事録の公表について

議事録は、事業所内に掲示するなどの方法で公表することが義務付けられています。ただし、議事録にはサービス提供状況の報告などが記載されているため、利用者の氏名等個人情報に係る記載がある場合には、公表にあたって十分配慮してください。

令和7年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》2
 (訪問介護、訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護、
 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護)

2. 自己評価・外部評価

「自己評価」は、「自己評価・外部評価 評価表」を用いて行ってください。
 「外部評価」は、介護・医療連携推進会議において行います。

【1. 評価の流れ】

1	自己評価
	<p>① 自己評価の実施</p> <p>事業所がサービス内容について振り返りを行い、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所として提供するサービスについて個々の従業者の問題意識を向上させる</p>
2	外部評価
	<p>① 事前に介護・医療連携推進会議メンバーに事業所が行った自己評価結果の配布 (※開催の1～2週間前)</p> <p>② 介護・医療連携推進会議の開催</p> <p>事業所で提供されているサービスの内容や課題等について共有を図るとともに、第三者の観点から評価を行うことにより、新たな課題や改善点を明らかにする</p> <p>※やむを得ない事情により、介護・医療連携推進会議メンバーの出席が困難な場合であっても、事前に資料を送付し得た意見を介護・医療連携推進会議に報告する等により、一定の関与を確保すること。</p>
3	サービス評価まとめ
	<p>① 事業所は、介護・医療連携推進会議で出された意見等を集約・確認し、「自己評価・外部評価 評価表」(外部評価コメント欄)に記載</p>
4	評価の公表
	<p>① 次回の介護・医療連携推進会議で報告し評価を確定</p> <p>② 「自己評価・外部評価 評価表」を利用者及び利用者家族へ提供するとともに、事業所の見えやすい場所等に掲示し公表</p> <p>また、市介護保険課へ提出</p>

令和7年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》2
 (訪問介護、訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護、
 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護)

【2. 評価様式等の説明】

自己評価		☞個々の従業者の問題意識を向上させるため、事業所の全ての従業者が関わる形で行うことが望ましい
外部評価	自己評価・外部評価 評価表（別紙1） ※公表義務あり ※市介護保険課に提出	☞介護・医療連携推進会議において、事業所自己評価結果の説明を行い、今後の改善の進め方について、第三者の観点からの意見を募る（1年に1回以上）
評価結果の公表及び市への提出		☞介護・医療連携推進会議で出された意見を集約し、外部評価コメント欄に記載する

※評価様式は、市ホームページからダウンロードできます。

〔ホームページ掲載場所〕

下関市ホームページトップページ (<https://www.city.shimonoseki.lg.jp/>)

- しごと・事業者
- 介護保険サービス事業者
- 加算手続き・各種申請様式
- 地域密着型サービス事業所の運営推進会議を活用した評価の実施について

【3. 結果の公表】

(1) 事業所における評価結果の公表

法人のホームページへの掲載又は事業所内の見やすい場所への掲示などの方法により、以下の書類の公表が必要です。

■自己評価・外部評価 評価表（別紙1）

(2) 市における評価結果の公表

各事業所は、上記評価結果を介護保険課事業者係へ電子メールにより提出して下さい。

介護保険課事業者係 E-mail : kaigojigyo@city.shimonoseki.yamaguchi.jp

令和7年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》2
(訪問介護、訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護、
定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護)

下 介 第 1 3 8 4 号
令和5年(2023年)5月8日

地域密着型(介護予防)サービス事業所 管理者 様

下関市福祉部介護保険課長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う運営
推進会議の開催義務等の臨時的取扱いの終了について(通知)

平素より介護保険事業の適切な運営にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが変更されること
から、本日(令和5年5月8日)以降、地域密着型サービス事業所に義務付けら
れている運営推進会議における臨時的取扱いについて下記のとおり終了すること
となりましたので、適切な対応をお願いいたします。

また、合わせて自己評価及び外部評価の臨時的取扱いについても終了となりま
すのでご確認ください。

なお、別添の取扱いについては、位置づけ変更後の状況等を踏まえて見直しを
行う場合があることをご承知願います。

今後とも引き続き感染対策の徹底をお願いいたします。

記

1 終了する通知

- ・新型コロナウイルスの感染予防・まん延防止のための運営推進会議の開催義務の臨時的免除について(通知)(令和2年(2020年)2月26日付け下介第379号)
- ・新型コロナウイルスの感染予防・まん延防止のための運営推進会議の開催義務の臨時的免除に伴う外部評価の実施について(通知)(令和2年(2020年)11月6日付け下介第2189号)

※指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所においては、運営推進会議を介護・医療連携推進会議に読み替えて対応してください。

(裏面あり)

令和7年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》2
(訪問介護、訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護、
定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護)

参考

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて
(第3報) 令和2年2月28日発出～関係箇所抜粋～

問8 運営推進会議や介護・医療連携推進会議の開催について、新型コロナウイルス感染症への対応として、その開催を延期、中止する等の措置を行ってもよいか。

(答) 運営推進会議や介護・医療連携推進会議の開催については、感染拡大防止の観点から、文書による情報提供・報告、延期、中止等、事業所や地域の実情を勘案し、柔軟に取り扱って差し支えない。なお、安全・サービス提供管理委員会の開催についても同様である。

⇒**臨時的取扱い終了**

問10 小規模多機能型居宅介護等の外部評価について、新型コロナウイルス感染症への対応として、その実施を延期、中止する等の措置を行ってもよいか。また、認知症対応型共同生活介護の外部評価について、運営推進会議を過去1年間に6回以上開催していることが実施回数の緩和要件となっているが、運営推進会議を開催出来なかった場合、緩和要件を満たしていないことになるか。

(答) 外部評価の実施については、感染拡大防止の観点から、文書による実施、延期、中止等、事業所や地域の実情を勘案し、柔軟に取り扱って差し支えない。また、認知症対応型共同生活介護の外部評価の実施回数の緩和については、上記運営推進会議の開催のとおり柔軟に取り扱った内容やこれまでの外部評価の実施状況等も踏まえ、都道府県において、適切に判断されたい。⇒**臨時的取扱い終了**

【問合せ先】

下関市福祉部介護保険課
事業者係【担当】岩本
Tel 083-231-1371(直通)

⑤ 通知集について

(1) 「通院等のための乗車又は降車の介助」の利用目的について (通知)

『通院等のための乗車又は降車の介助』の利用目的について (通知) (令和3年6月17日付け下介第1112号) (別紙1) において通知しているところです。なお、下関市では通院等乗降介助の利用目的として「日常品等の買い物」の位置付けができることとしていますが、利用者が直接買い物に行く必要性を十分検討した上で、計画に位置付けるようにしてください。

(2) 院内介助の取扱いについて

「指定 (介護予防) 訪問介護における院内介助の取扱いについて (通知) (平成25年9月2日付け下介第1424号) (別紙2) において通知しているところですが、下関市において、いわゆる院内介助が、介護保険 (指定訪問介護) の算定対象となる場合は、当該通知にある要件をすべて満たす場合といたします。

診察や点滴等の処置の時間は、たとえ医師等からの依頼があった場合についても訪問介護費の算定は不可能ですのでご注意ください。

なお、指定訪問介護事業所が、算定対象外の部分を自費対応、または、無償で提供することを妨げるものではありません。

(3) 金銭管理について

「訪問介護員等による金銭管理について (通知) (平成20年9月16日付け下介第1392号) (別紙3) において通知しているところですが、訪問介護員等が利用者の金銭を取り扱うことはトラブルに発展する危険性が高いことから、日常品の買い物の援助の範囲を超える現金や通帳を取り扱う援助については介護保険給付の算定対象外としています。また、日常品の買い物の援助の範囲内である場合においても、利用者に預かり証を交付する等の対応により、利用者等から疑念を抱かれることがないように十分留意してください。

なお、金銭管理等が困難な利用者に対しては、地域福祉権利擁護事業や成年後見制度等、公的な制度の利用を勧めてください。

(4) 同居の家族等がいる場合の生活援助の提供範囲について

訪問介護における生活援助については、同居の家族等がいる場合、障害、疾病等の理由のほか、やむを得ない事情により、本人及び当該家族等が家事を行うことが困難な場合のみ算定することができます。

令和7年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》2
(訪問介護、訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護、
定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護)

このときの生活援助の提供範囲について、下関市における取扱いを整理した通知(別紙4)を平成27年に発出していますので、提供可能な範囲を超える生活援助を提供している事例がないか、各事業所において確認をお願いします。

指定居宅介護支援事業所より「同居家族等がいる場合の生活援助 相談票」の提出が必要となる場合がありますので、担当ケアマネジャーと十分に連携してください。

なお、他県に住んでいる別居の家族が帰省した場合のように、期間が限られていても家族等が在宅している場合には、生活援助は当該家族等が行うことが原則となります。そのため、その期間については同居家族等がいるとみなしますので、位置づけされている生活援助については、提供することが適切かどうか個別に判断してください。

(5) その他の通知について

その他通知についても、下関市ホームページ内「介護保険サービス事業者関係通知集」にて掲載していますので、今一度各事業所においてご確認ください。

〔ホームページ掲載場所〕

下関市ホームページトップページ (<https://www.city.shimonoseki.lg.jp/>)

- しごと・事業者
- 介護保険サービス事業者
- 通知集

令和7年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》2
(訪問介護、訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護、
定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護)

別紙1

下 介 第 1 1 1 2 号
令和3年(2021年)6月17日

各居宅介護支援事業所 管理者 様
各訪問介護事業所 管理者 様

下関市福祉部介護保険課長
(公 印 省 略)

「通院等のための乗車又は降車の介助」の利用目的について (通知)

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平素より、本市介護保険事業の円滑な運営にご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、このことについて、本市におきましては、「通院等のための乗車又は降車の介助」の利用目的について (通知) (平成23年11月1日付け下介第1725号) により通知しておりましたが、この度の令和3年度制度改正で「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準 (訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分) 及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について (平成12年3月1日老企第36号)」の一部が改正され、「通院等」には、「入院と退院も含まれる」と明文化されたことから、「通院等のための乗車又は降車の介助」の利用目的の範囲について、下記のとおり整理するとともに、平成23年11月1日付け下介第1725号文書は廃止しますので通知します。

なお、「通院等のための乗車又は降車の介助」の利用目的として「日常品等の買い物」を計画に位置付ける場合は、「生活援助中心型」の訪問介護員等による買い物もサービス行為として算定可能であるため、利用者が直接日常品の買い物に行く必要性を十分検討した上で、計画に位置付けてください。

また、目的地での介助が算定対象となる場合は、『通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合』及び『身体介護が中心である場合』の適用関係等について (平成15年5月8日老振発第05080011号、老老発第0508001号) に整理されているように、「通院等のための乗車又は降車の介助」として包括して評価することを念のため申し添えます。

なお、身体介護中心型としての「通院・外出介助」についても利用目的の範囲は同様となります。

記

※「通院等のための乗車又は降車の介助」の利用目的の範囲

- 通院 ■選挙 ■入退院 ■日常品等の買い物
- サービス選択のための介護保険サービス提供事業所の見学
- 公共機関における日常生活に必要な手続き (例：納税)
- 金融機関における日常生活に必要な手続き (例：生活費の引き出し)

以上

下関市 介護保険課 事業者係
電話083-231-1371

令和7年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》2
(訪問介護、訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護、
定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護)

別紙2

下介第1424号
平成25年 9月 2日

各指定(介護予防)訪問介護事業所 }
各指定居宅介護支援事業所 } 管理者 様
各指定介護予防支援事業所 }

下関福祉部介護保険課
課長 五十嵐 修二
(公印省略)

指定(介護予防)訪問介護における院内介助の取扱いについて(通知)

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より介護保険事業の適切な運営にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、利用者の通院時におけるいわゆる院内介助が、介護保険(指定(介護予防)訪問介護)の算定対象となるか否かにつきましては、厚生労働省より、

①基本的に院内のスタッフにより対応されるべきものであるが、場合によっては算定対象となること

また、

②院内介助が算定対象と認められる場合については、各保険者の判断となること
が示されています(『通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合』及び『身体介護が中心である場合』の適用関係について)(平成15年5月8日老振発第0508001号、老老発第0508001号)及び「訪問介護における院内介助の取扱いについて」(平成22年4月28日老健局振興課事務連絡)。

院内介助の算定可否に関する保険者判断につき、本市においては、これまで個別の問い合わせに対してその都度検討し、回答してまいりましたが、その取扱いについて別紙のとおり整理いたしましたので、お知らせいたします。

つきましては、別紙内容をご確認の上、適正にご対応いただきますようお願い申し上げます。

下関市福祉部介護保険課事業者係

〒750-0006

下関市南部町21-19

(下関商工会館4階)

TEL: 083-231-1371

FAX: 083-231-2743

令和7年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》2
(訪問介護、訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護、
定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護)

別紙

平成25年 9月 2日

下関市福祉部介護保険課

指定（介護予防）訪問介護における院内介助の取扱いについて

下関市において、いわゆる院内介助が、介護保険（指定（介護予防）訪問介護）の算定対象となる場合は、以下の要件をすべて満たす場合といたします。

なお、指定（介護予防）訪問介護事業所が、算定対象外の部分を自費対応、または、無償で提供することを妨げるものではありません。

(1) 受診先医療機関の職員等による対応が困難であること。

※受診先医療機関において、当該医療機関の職員や院内ボランティア等による対応が可能な場合は、そちらによる対応が優先されるため、算定できません。

※受診先医療機関の職員等による対応が可能か否かについては、受診先の医療機関に確認いただくことが望ましいですが、受診先医療機関の普段または当日の混雑具合や職員等の配置具合から、当該利用者を担当する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員（指定介護予防支援事業所の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員を含む。以下「介護支援専門員」という。）が総合的に判断しても構いません。

(2) 利用者が身体介護を必要とする状態であること。

※利用者の容態から判断して、院内での待合、診察室や検査室等への移動、医療費の支払い等が1人では困難であり、身体介護が必要な場合に、当該介助を行った時間についてのみ算定可能です。院内での待合、診察室や検査室等への移動、医療費の支払い等が1人で対応できる利用者に、単に付き添っているだけの時間については算定できません。

(3) 上記(1)(2)について、介護支援専門員が支援経過記録等にその内容を記録していること。

(4) 診察室や検査室等内における介助を算定していないこと。

※診察室や検査室等内における介助は、医療保険で提供されるサービスであるため、算定できません。

※診察時等において、利用者に代わって、医師等に利用者の容態等を説明したり、医師からの説明等を聞き取ったりする行為は、身体介護、生活援助のいずれにも該当しないため、算定できません。

令和7年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》2
(訪問介護、訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護、
定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護)

別紙3

下 介 第 1 3 9 2 号
平成 2 0 年 9 月 1 6 日

各指定訪問介護事業所管理者 様

下関市福祉部介護保険課長

訪問介護員等による金銭管理について (通知)

平素から本市介護保険事業の円滑な運営にご理解ご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

標記の件について、従前より、金銭管理等が困難な利用者に対しては、地域福祉権利擁護事業や成年後見制度の活用により対応していただくようお願いしておりますが、このところ、訪問介護員等が金銭管理を行うことに起因しトラブルが発生した事案が多数報告されております。

つきましては、各事業所においてサービス利用者の信頼を裏切ることのないよう、下記の点に十分留意し適正な事業運営を図ってください。

記

- 1 管理者等は、訪問介護サービスが利用者等の信頼の上に成り立っていること、また介護保険の事業所が社会的に大きな責任を担っていることを再認識し、金銭トラブルが生じないよう適時、的確な相談や指導を行うこと。
- 2 訪問介護サービスの大部分は高齢者の居宅で単独の訪問介護員によって提供されるものであることから、不要な金銭管理を行うことによって、利用者等から疑念を抱かれることがないように十分留意すること。
- 3 訪問介護サービスとして行うことのできる日用品等の買い物の援助は、食料品など、利用者が日常生活を送る上で必要な範囲に限られており、その範囲を超える現金や通帳を預かることはできないものであること。
- 4 金銭管理等が困難な利用者に対しては、地域福祉権利擁護事業や成年後見制度等、

公的な制度の利用を勧めること。なお詳細については、市、地域包括支援センター

または社会福祉協議会に相談すること。

【問い合わせ先】

〒750-8521 下関市南部町1-1

下関市福祉部介護保険課 給付係

担当：東矢、藤井

TEL 083-231-1371

令和7年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》2
(訪問介護、訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護、
定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護)

別紙4

下 介 第 8 3 号
平成27年1月19日

各指定(介護予防)訪問介護事業所
各指定居宅介護支援事業所
各指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
各指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護事業所
各指定介護予防支援事業所

管理者 様

下関福祉部介護保険課
課長 五十嵐 修二
(公印省略)

同居の家族等がいる場合の生活援助の提供範囲について(通知)

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より介護保険事業の適切な運営にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、訪問介護^(注1)における生活援助については、単身の世帯に属する利用者又は家族若しくは親族(以下「家族等」という。)と同居している利用者であって、当該家族等の障害、疾病等の理由のほか、やむを得ない事情により、当該利用者又は当該家族等が家事を行うことが困難であるものに対して行った場合に算定することと定められています。

このたび、当該生活援助の提供範囲について、別紙のとおり整理いたしましたので、お知らせいたします。

つきましては、別紙内容をご確認の上、適正にご対応いただきますようお願い申し上げます。

なお、利用者が、上記「当該利用者又は当該家族等が家事を行うことが困難である」状況であるかどうかについては、適切なアセスメントにより、判断を行ってください。

また、同居の家族等がいる場合の「同居家族がいる場合の生活援助 算定相談票」については、従来どおり提出^(注2)が必要であるため、十分ご注意ください。

(注1) 介護予防訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、(介護予防)小規模多機能型居宅介護についても同様に取り扱います。

(注2) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、(介護予防)小規模多機能型居宅介護については、今後も相談票の提出は求めませんが、生活援助の提供範囲については同様に取り扱いますので、本通知の趣旨に沿った適切なサービス提供をお願いします。

下関市福祉部介護保険課事業者係
〒750-0006
下関市南部町21-19
(下関商工会館4階)
TEL: 083-231-1371
FAX: 083-231-2743

平成27年1月19日
下関市福祉部介護保険課

同居の家族等がいる場合の生活援助の提供範囲について（通知）

下関市において、同居の家族等がいる場合に生活援助が提供可能な範囲については、以下のとおりです。

なお、指定訪問介護事業所^(注1)が、算定対象外の部分を自費対応、または、無償で提供することを妨げるものではありません。

(1) 要介護者等のみに対し行う家事

同居の家族等の障害、疾病等の理由、その他やむを得ない事情により、当該利用者又は当該家族等が家事を行うことが困難である場合には、算定可能です。

(例：利用者のみが使用する寝室の掃除、利用者のみ衣類の洗濯)

(2) 要介護者等及び同居の家族等に対し行う家事

同居の家族等も使用する部分であれば、たとえ要介護者等がいなくても当然に当該家族等が行う家事であるため、介護保険に優先して当該家族等が行うことが適当であるものと判断し、算定することはできません。

(例：利用者とその家族が共用するトイレの掃除、利用者とその家族の衣類の洗濯)

ただし、要介護者等の身体状況や認知症状等により、通常同居の家族等が行うべき家事の範囲を超えた家事の必要性が生じる場合(例：認知症状に起因する異常行動により、多大な汚染が生じている場合)には、当該部分の対応については算定可能です。

(例：排泄失敗により汚染があるトイレ・廊下の掃除)

また、同居の家族等が障害認定を受けている場合であって、家事を行うことが困難である場合には、当該家族等に対しても家事援助が必要となります。この場合、障害福祉サービスではなく介護保険サービスによる対応が優先されるべきであるため、算定可能です。

なお、たとえ同居の家族等が障害認定を受けている場合であっても、当該家族等が行うことが可能である家事については、算定することはできません。

また、同居の家族等が児童^(注2)である場合であって、家事を行うことが困難である場合には、当該家事については算定可能です。

この場合についても、当該家族等が行うことが可能である家事については、算定することはできません。

(3) 同居の家族等のみに対し行う家事

主として家族の利便に供する行為であり、要介護者等に対して行う生活援助には含まれないため、算定することはできません。

(例：家族のみが使用する部屋の掃除、家族のみ衣類の洗濯)

(注1) 介護予防訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、(介護予防)小規模多機能型居宅介護についても同様に扱います。

(注2) 児童福祉法に基づき、満18歳に満たない者をいいます。